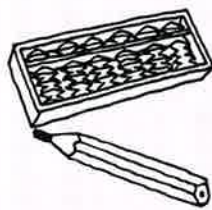




住民税の住宅ローン控除が変わります

住民税の住宅ローン控除は大山町への申告が不要となります

平成22年度から、住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）が変わります。



◆対象となる方

所得税で住宅ローン控除を受け、所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額のある方で、次の年に入居された方

◎平成11年から平成18年までに入居された方

これまでは、税額控除申告書の提出が必要でしたが、平成22年度（平成21年分）以降は原則として町への申告が不要となります。



◎平成21年から平成25年までに入居された方

特定増改築等に係る住宅借入金等の金額はなかったものとして計算します。

◎平成19年から平成20年までに入居された方

所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、住民税から控除することはできません。

◆控除額

控除額は、次の①と②のいずれか小さい額です。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の5%（上限9万7500円）

◆手続き

年末調整や確定申告書の手続きのみです。これらの手続きをすることにより、所得税の税額控除額（住宅ローン控除の記載内容）が計算されますので、大山町への申告が不要となります。

※事業所から提出される給与支払報告書や、確定申告書に

住宅借入金等特別税額控除可能額や居住開始年月日等の記載がない場合、住民税の住宅ローン控除の対象にならない場合があります。ご注意ください。

◆問い合わせ先 税務課

☎0859・54・5208

とっとり子育て

応援パスポート

書類で申請された場合、大山町役場の窓口で、とっとり子育て応援パスポートを受取ることでできるようになりました。

「とっとり子育て応援パスポート」（カード）とは、協賛店舗などで提示すると、商品などの割引や授乳室の利用など、いろいろなサービスを受けることができる制度です。



◆対象者となる方

鳥取県にお住まいで、妊娠中の方または満18歳未満のお子さんの保護者

◆どこで使えるの？

とっとり子育て応援パスポートは、協賛店ステッカーの貼つてある鳥取県内および島根県内の一部の店舗などで使用できます。

◆パスポートの申請方法

書類またはインターネットでの申請が必要です。

☆書類での申請

交付申請書を福祉保健課、大山または中山支所総合窓口課に提出してください。パスポートをその場でお渡しします。（ファックスでの受付は行なっていません。）

申請書は、福祉保健課、大山および中山支所総合窓口課、ふれあい会館にあります。

また、鳥取県子育て支援総室のウェブサイトでダウンロードもできます。

☆インターネットでの申請

鳥取県子育て支援総室のウェブサイトにオンライン申請のページがあります。

インターネットでの申し込みの場合は、鳥取県よりパスポートが郵送されます。

◆問い合わせ先

福祉保健課

☎0859・54・5207

鳥取県福祉保健部

子育て支援総室

☎0857・26・7868

<http://www.toripearuen.jp>